

組合員が亡くなったとき

遺族厚生年金って誰がもらえるの？

遺族厚生年金とは、在職中または退職後に組合員が亡くなったとき、ご遺族に支給される年金です。

遺族厚生年金を受給するためには、亡くなった組合員と遺族のそれぞれが以下の要件を満たす必要があります。



1 組合員の要件

次の①～④の要件の、**いずれかに**該当すること。

- ① 組合員が亡くなったとき。
- ② 組合員期間に初診日のある病気やケガで5年以内に亡くなったとき。
- ③ 1級および2級の障害厚生年金（※1）を受給されている方が亡くなったとき。
- ④ 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生年金（※2）の受給権者または同期間が25年以上ある方（退職した方を含む。）が亡くなったとき。

※1 障害共済年金を含む。
 ※2 退職共済年金を含む。

2 遺族の要件

次の①～③の要件の、**すべてを**満たすこと。

- ① 亡くなった組合員の方と生計を共にされていたこと。
- ② 恒常的な収入が年額850万円（所得の場合は655万5千円）未満（※3）であること。
- ③ 以下の受給順位の図にかかげる遺族の範囲であること。

※3 おおむね5年以内に年額850万円未満の収入になることが明らかであると認められる場合も含む。

受給順位

遺族の受給順位1～4位のうち**最も順位の高い方**が受給できます。



遺族厚生年金の額はどのくらい？

一般的な遺族厚生年金の年額は、亡くなった組合員が受取る老齢厚生年金の年額のおおむね**4分の3**（※4）の額となります。

※4 65歳以上の配偶者で、自身の老齢厚生年金（※2）を受給されている場合、年額の算出方法が異なる場合があります。

その他、遺族厚生年金の詳しい内容、日本年金機構が支給する遺族基礎年金等については、公立学校共済組合東京支部のホームページに掲載している「福利厚生ハンドブック（平成31年3月）」P104～108をご参照ください。

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828